

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書類

(吸収分割株式会社の事前開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社

平成 28 年 5 月 24 日

株式会社 JERA との吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 勝野 哲



中部電力株式会社（以下、「当社」といいます。）は、株式会社 JERA（本店所在地は東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号であり、以下、「JERA」といいます。）との間で締結した平成 28 年 5 月 23 日付吸収分割契約に基づき、平成 28 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、JERA を吸収分割承継会社として、当社が営む燃料調達事業、燃料上流事業、海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を JERA に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行います。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別添 1 をご参照ください。

2. JERA が本件吸収分割に際して当社に対して交付する JERA の株式数並びに JERA の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 1 号イ、会社法第 758 条第 4 号イ）

別添 2 をご参照ください。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条 2 号）

該当事項はございません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はございません。

5. 吸収分割承継株式会社についての事項

- (1) JERAの成立の日における貸借対照表の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号イ）

別添3をご参照ください。

- (2) JERAの成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時決算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

- (3) JERAの成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ハ）

別添4をご参照ください。

6. 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

7. 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務又はJERAの債務（当社が本件吸収分割によりJERAに承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号）

別添5をご参照ください。

8. 吸収合併契約等備置開始日（会社法第782条第2項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。以下同じ。）の後、本件吸収分割の効力発生日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第7号）

該当事項はございません。

別添1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）



吸収分割契約書

中部電力株式会社（以下「甲」という。）と株式会社JERA（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が営む燃料（但し、原子燃料を除く。以下同じ。）関連事業、燃料上流事業、海外発電・エネルギーインフラ事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

甲（吸収分割会社）

商号：中部電力株式会社

住所：愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社JERA

住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年7月1日とする。但し、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式452,000株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、株主総会の承認を得るものとする。

第8条 (就業禁止義務)

甲は、効力発生日以降であっても、両当事者が別途合意する事項を除いて、本件事業に関し就業禁止義務を負わない。

第9条 (本件事業の運営)

甲は、効力発生日までの間、自ら又は関係会社を通じて実施する本件事業を、善良な管理者の注意義務をもって、また、事業価値を毀損することのないよう法令及びその社内規程に従い、通常の業務の範囲内で適切に行うものとする。

第10条 (本契約の変更・解除)

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

1. 本契約は、次のいずれかの事由が生じたときは、その効力を失う。
 - ① 第7条第2項に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき
 - ② 法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったとき
2. 本件分割は、乙と東京電力フュエル&パワー株式会社との間の平成28年5月23日付吸収分割契約に基づく吸収分割が効力を生じない場合には、効力を生じないものとする。

第12条 (準拠法・紛争解決方法)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、被告となる当事者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年5月23日

愛知県名古屋市東区東新町1番地
甲 中部電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 勝野 哲



東京都中央区日本橋二丁目7番1号
乙 株式会社JERA
代表取締役社長 垣見 祐二



承継対象権利義務明細表

本件事業に関する以下の権利義務。

1. 資産

(1) 流動資産

①現金（預金）

53,436,045,387 円

②本件事業に属するその他の流動資産。但し、効力発生日以前の甲の事業活動に伴う開発報酬受入れに係る売掛金を除く。

(2) 固定資産

以下の法人の株式又は持分を含む本件事業に属する固定資産。

①燃料調達事業

i) Chubu US Energy Inc.

ii) 日本インドネシア・エル・エヌ・ジー株式会社

②燃料上流事業

i) Chubu Electric Power Australia Pty Ltd

ii) Chubu Electric Power Company Global Resources B.V.

③海外発電・エネルギーインフラ事業

i) Chubu Electric Power Company International B.V.

ii) Chubu Electric Power Company U.S.A. Inc.

iii) Chubu Electric Power Company Freeport, Inc.

④火力発電所のリプレース・新設事業

株式会社常陸那珂ジェネレーション

2. 負債

(1) 流動負債

本件事業に属する流動負債。但し、効力発生日以前の甲の事業活動に伴う開発報酬受入れに係る諸前受金を除く。

(2) 固定負債

該当なし。

3. その他の権利義務等

以下の契約における甲の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、以下に特段の記載があるもの、雇用契約、並びに甲が関係会社等のために行った保証（契約上の金銭債務及び義務履行に係るものを含むが、これらに限られない。）及びプロジェクト

トファイナンス組成を目的として行った出資確約に係るものを除く。

(1) 燃料調達事業

燃料調達事業に属する、売買契約、輸送契約、守秘義務契約その他一切の契約。

(2) 燃料上流事業

燃料上流事業に属する、業務委託契約、守秘義務契約その他一切の契約。

(3) 海外発電・エネルギーインフラ事業

海外発電・エネルギーインフラ事業に属する、業務委託契約、守秘義務契約、派遣契約、技術サービス契約その他一切の契約。但し、効力発生日以前の甲の事業活動に伴う開発報酬戻入に係る契約及び以下の案件に関する一切の契約を除く。

①オマーン・イブリ・ソハール3ガス火力IPPプロジェクト

②サウジアラビア・ファディリコジェネレーションIPPプロジェクト

③マレーシア・バーム椰子房バイオマス発電プロジェクト

④アジア環境ファンド

(4) 火力発電所のリブレース・新設事業

株式会社常陸那珂ジェネレーションとの間の2014年3月14日付限度貸付契約

4. 承継対象権利義務からの除外

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて両当事者間で協議の上、承継対象権利義務から除外することができる。

以上



別添2 JERAが本件吸収分割に際して当社に対して交付するJERAの株式数並びにJERAの資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第1号イ、会社法第758条第4号イ）

1. 交付する株式の数及び相当性

JERAは、本件吸収分割に際して、普通株式45万2,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

本件吸収分割は、当社と東京電力株式会社（平成28年4月1日付で「東京電力ホールディングス株式会社」に商号変更しており、以下、「東京電力」といいます。）が、燃料上流・調達から発電まで、サプライチェーン全体に係る包括的アライアンス（以下、「本件アライアンス」といいます。）の一環として実施するものであり、当社が営んでいる本件事業を、当社と東京電力の100%子会社である東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東電FP」といいます。）が折半出資で設立したJERAに吸収分割により承継させるものであります。なお、東京電力は、平成28年4月1日に本件アライアンスの対象となる火力発電事業（離島におけるものを除く。）、火力発電に係る燃料調達事業・資源開発事業・蒸気供給事業及びこれらに対する投資事業（以下、「東電対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を東電FPに承継させており、東電FPは、平成28年7月1日に東電対象事業の一部である燃料調達事業、燃料上流事業、海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業をJERAに承継させる予定です。

当社に対して交付される株式の数については、JERAに承継させる本件事業の価値評価につき、当社及び東電FPが各々の事業計画の確認及び精査を踏まえ、慎重に協議を重ね、本件吸収分割によりJERAに承継される本件事業の価値に見合うものとして合意したものであり、相当であると判断しております。

2. JERAの資本金及び準備金の額の相当性

本件吸収分割により増加すべきJERAの資本金及び準備金の額は、次のとおりとします。

資本金	:	0円
資本準備金	:	0円
利益準備金	:	0円

かかる資本金等の額については、JERAの資本政策及び承継後の事業運営等を勘案し、決定されたものであり、JERAが当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

別添3 JERAの成立の日における貸借対照表の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号イ）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	960,000,000	株主資本	960,000,000
現金及び預金	960,000,000	資本金	480,000,000
		資本剰余金	480,000,000
		資本準備金	480,000,000
資産合計	960,000,000	負債純資産合計	960,000,000

別添4 JERAの成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ハ）

1. 当社との吸収分割

JERAは、平成27年年10月1日を効力発生日として、当社との間で、当社が火力発電に係る燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業に関して有する権利義務を承継する吸収分割を行いました。当該吸収分割によりJERAが当社から承継した資産の額は34,058百万円であり、負債の額は0円です。

2. 東電FPとの吸収分割(1)

JERAは、平成27年10月1日を効力発生日として、東電FPとの間で、東電FPが火力発電に係る燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業に関して有する権利義務を承継する吸収分割を行いました。当該吸収分割によりJERAが東電FPから承継した資産の額は9,824百万円であり、負債の額は0円です。

3. 東電FPとの吸収分割(2)

JERAは、平成28年5月23日付で、東電FPとの間で、平成28年7月1日を効力発生日として、東電FPが燃料調達事業、燃料上流事業、海外火力IPP事業及び株式会社常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業に関して有する権利義務を承継することを内容とする吸収分割契約を締結しました。当該吸収分割によりJERAが東電FPから承継する資産の額は1,094億円（概算値）であり、負債の額は9億円（概算値）です。

別添5 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務又はJERAの債務(当社が本件吸収分割によりJERAに承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法第782条第1項, 会社法施行規則第183条第6号)

1. 吸収分割株式会社

当社の平成28年3月31日現在の資産及び負債の額は、それぞれ5,065,581百万円及び3,697,308百万円であります。本件吸収分割により、JERAが当社から承継する予定の資産の額は、2,249億円(概算値)であることから、本件吸収分割後も当社の資産の額は負債の額を上回ることを見込んでおります。

なお、現在、当社の債務の履行に影響を及ぼすような事態の発生は予想されておりません。

以上より、本件吸収分割を行っても、当社の債務の履行に支障をきたすおそれはないものと判断しております。

2. 吸収分割承継会社

JERAの成立の日(平成27年4月30日)現在の貸借対照表における資産の額は960百万円、負債の額は0円、当社がJERAに承継させる予定の資産の額は2,249億円(概算値)、負債の額は1億円(概算値)であり、いずれも資産の額が負債の額を上回っております。また、上記以降本日までの間、JERAの債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、別添4に記載の事項以外に本件吸収分割の前日までにJERAの資産の額及び負債の額が大きく変動することは予想されておらず、本件吸収分割の効力発生日においてJERAの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本件吸収分割後のJERAの収益状況について、JERAの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておりません。

以上より、本件吸収分割によりJERAに承継させる債務については、本件吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断しております。



本書は原本と相違がないことを証明します。

平成28年5月24日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野



